

平成30年度 消防施設工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

電気通信工事

大阪市の登録種目	270 消防施設工事
大阪市の工事種目	09E 消防施設工事
建設業法上の建設工事の種類	消防施設工事
建設業許可の業種	消防施設事業

地域要件			受注可能本数		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
地域要件なし (工事場所にかかわらず入札参加可)			受注本数制限なし (ただし、下記の受注可能本数に関する事項に該当する者は受注本数制限を行う)		

- ・ 予定価格8千万円（税込）以上の案件に入札参加するためには、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
- ・ 平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、当工事種目において請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数を1本とする。
- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
【本店業者】 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
【支店業者】 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
【市外業者】 契約締結の営業所を大阪市外としている者
- ・ この取扱いにより難しい場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。